

クミカン制度の現段階的意義

北海道大学 大学院農学研究院

教授 坂下明彦

一〇一六年十一月の規制改革推進会議農業ワーキンググループの答申「農協改革に関する意見」において突如としてクミカンの即時廃止が打ち出された。これは、クミカンが「農業者の農産物販売先を統制し、また毎年一定の期日で債務の完全返済を義務づけるため、農業者の経営発展の阻害要因となつて」いるという誤った認識を前提にしたものであり、自民党の取りま

じめでは、お咎めなしとすることになった。これにつけてはすでに問題の指摘を行つてゐる^(註一)。

しかし、クミカンについては現状追認的な議論が多く、昔からいわれてきた「じんぶり勘定」だとか農家の経営感覚を麻痺

させるなどの批判に対し、正面から反論する努力に欠けていると言わざるを得ない。そこで、中小企業金融的視点などからクミカンの現段階的意義について述べたうえで^(註二)、クミカンの現状と将来について整理してみることとする。

一・クミカンの取引形態

クミカンは、北海道の農協が独自に確立した営農・生活資金供給システムである^(註三)。営農前に年間の収支計画である「営農計画書」を農家が作成し、それをもとに年間の運転資金の上

限額が決定され、その範囲内で営農・生活資金が総合口座から貸し付けされ、年末に精算する方式である。つまり、農協への

出来秋での出荷誓約によつて農産物販売収入といつ未来の動産を担保とする金融、特殊な農産物担保金融なのである。もちろん、その前提には協同組合金融としての対人信用貸し付けの思想がある。

戦前には取引形態が同一である「仕込み取引」があつたが、これは仕込み「支配」といわれるよつて高利貸し資本による農家の収奪手段であつた。この形態が一九三〇年代後半から一部の農協（産業組合）で総合事業と低利資金供給を結合する方式として導入され、それが戦後に一般化していくのである。

担保は基本的に農産物販売代金であるが、かつてはこれに加え部落連帯保証をとつてゐたが、現在は根抵当へと移行している。めつたなことで、このクミカン契約が打ち切られることはなく、抵当権が執行されることもない。その代わりに、専農指導により農家経済を常に把握されることが農協のリスク管理である。ビジネスサイクルとして見てくると云々直すこともできる。この目的は農家の行動の監視ではなく、むしろ経営改善に資するものにある。このように専農指導と一緒になつてゐるといふことである。

このクミカンのよさがある。

一 中小企業金融のモードとしてのクミカン

しかも、現在中小企業金融の土俵ではこいつした指導金融的なあり方が積極的に位置づけられており、クミカン金融もこれと対比させて考へる必要がある。バブル崩壊後の一九〇〇三年から、金融庁は融資先の中小企業を活性化させるコレーションシップバンキング（地域密着型金融）を推進してゐる。これは、貸付先と密着し、その営業強化のためのコンサルティング機能を強化する」といって、地域企業と地域金融機関との共存をはかろうとするものである。融資先の経営を伸ばすことと融資を拡大するといつ中小金融機関の原点に戻る取り組みといえる。

こいつした中小企業対策の強化のなかで、従来の不動産担保や個人保証による融資方式の是正として「担保・保証に過度に依存しない融資の推進」が奨励され、スコアリングモデルを活用した融資やABL（動産担保金融）が注目されてゐる。ABLは、アメリカで発達した金融方式で、棚卸資産や売掛債権などを担保とすることで融資枠の拡大をはかる制度である。これは、経済産業省によつて推進され、一九〇七年に日本ABL協会が設立されてゐる。不動産担保・個人保証が困難である中小企業向け融資としても注目されており、リレーションシップバンキ

ングの中でも位置づけられている。

中小企業を対象としたABJにおいては、棚卸資産や売掛債権を担保とする融資が基本であり、農業部門の融資でも畜産分野では家畜を担保としているが、北洋銀行の事例では青果物を対象とするため実質的に現物担保ではなく売掛金と回収金（預金）担保となつてゐる（註4）。ただし、融資スキームは事業価値＝ビジネスサイクルの評価に依拠しており、銀行側の出荷実績などのモニタリングによつて担保される仕組みである。

北海道の農協の営農指導は生産から販売までの一体的な過程に即して行つとされており、農家のビジネスサイクルが重視されてゐる点で共通してゐる。そして、クミカンは営農計画を前提とした農産物担保金融の形態であり、青果物を対象とするABJの融資スキームと共通してゐる。北海道の指導金融は農協型リレイションシップバンキングと位置づけることができる。クミカンはABJの先取りであると位置づけることができる。ある。

三・クミカン利用の現状と将来

農協のみであり、クミカン契約農家は四八、五七四戸のうち三四、六四八戸、七一・三%となつてゐる。非利用者には二農協の正組合員の他、事実上の非農家が多いとみられるが、一部には大規模農家（法人経営）も含まれるといわれる。

しかも、すべての農家が生産したものを全量農協に出荷しているわけではない。資金に余裕のある農家であれば、農協外の出荷計画がある場合には、クミカンの基礎となる営農計画書か（その分を除外して、限度額設定を行うこともある）。いわかりもクミカンが農家を縛り付けてゐる批判は当たりないことがわかる。

クミカンは営農年度である一月から十一月末までの一年間の契約である。年間の精算は年末に行われるが、過去には制度資金を優先して引き落とし、赤字部分を農協からの証書貸し出しで埋めるようなことが行われていたが、ずいぶん改善されている。また、農地価格が下落する一九八五年前後までは、一年間の収支をきめ細かに精算せずに翌年に持ち越す安易な運用が行われ、農家負債を累積してしまつケースも存在した。現在はこのようなこともなく、赤字経営が続く場合には農業生産性の問題も含めて経営改善計画を立て、低利資金への借り換などの対応も行われてゐる。

クミカンは全国に普及しておらず、クミカンを持たないのは三

クミカンは自転車操業を前提にした制度なので、営農資金の貯蓄がされば必要なくなる。クミカンを採用してしない土幌町農協では、「一年送りの農業」といつ考え方を以前から取り、翌年の営農資金を積み立てるために営農貯金や備荒貯金などを推進してきた歴史がある^(注5)。十勝地方では同様の考えにもとづき、必要営農資金に見合った営農貯金の積み立てをしている農協が多く、これをクミカンに連動させて運用している。クミカンを必要としない農家経営の創造が営農資金貸付の究極の目標なのである。

【注　記】

- (1) この経過とワーキンググループ委員の本間教授（東大）の主張の問題性については、坂下「[一〇一七]」を参照のこと。
- (2) 坂下「[一〇〇八]」および坂下他「[一〇一六] pp.67-68を参照のこと。
- (3) クミカンに関する主な論文には、主に山田「[一九六七]」、山尾「[一九八一]」、田渕他「[一九九五]」がある。
- (4) 北洋銀行のABCの事例については、坂下他「[一〇〇七]」を参照のこと。
- (5) 当時クミカンを実施していなかった土幌農協、ふらの農協、比布農協の実態については、坂下他「[一〇〇九]」を参照のこと。

【参考文献】

- (1) 山田定市「『組合員勘定』の実態と本質」協同組合経営研究所「経営月報」No.一六〇、一九六七年
- (2) 山尾政博「北海道における『組合員勘定制度』の成立と展開」農経論叢 第三七集、一九八一年
- (3) 田渕直子・太田原高昭「北海道における農協組合員勘定制度と営農指導事業」農経論叢 第五一集、一九九五年
- (4) 坂下明彦他「系統外金融機関の農業金融参入動向に関する調査」北海道地域農業研究所、一〇〇七年
- (5) 坂下明彦「地域金融機関の地域密着型金融の展開と農業部門への参入」『ユーカントリー』一〇〇八年四月号
- (6) 坂下明彦他「北海道の農業金融の課題と法人問題」北海道地域農業研究所、一〇〇九年
- (7) 坂下明彦他「総合農協のレーベンパートル」筑波書房、一〇一六年
- (8) 坂下明彦「現実を知らない性急な廃止論　クミカンは経営改善のために」『ユーカントリー』一〇一七年一月号